

令和3年度 施工基準に関する取り組みについて

令和3年7月28日

北陸地方整備局

港湾空港部 品質検査官

令和3年度直轄事業の実施に向けた取り組み

令和3年度直轄事業の実施に当たっては、「担い手の育成・確保」「働き方改革」「生産性の向上」の3本柱から以下の取り組みを推進。

① 担い手育成・確保

- 工事現場における働きやすい職場環境の整備
- 工事現場における担い手育成活動の促進
- 工事三者連絡会の開催
- 工事三者会議の更なる開催
- 業務三者会議の開催(試行)
- 契約変更事務ガイドライン(工事・業務)の見直し
- 契約変更事務の適切な運用の徹底(工事・業務)
- 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行
- 建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応

② 働き方改革

- 工程提示型の一般化
- 荒天リスク精算型工事の対象の拡大
- 休日確保評価型における海上工事の加点条件の変更
- 「休日確保評価型試行工事(工期指定)」について
- 【参考】休日確保評価型における取り組み(分類)
- 品質確保調整会議(工事・業務)の設置
- 業務におけるスケジュール進捗表による情報共有(試行)
- 工事・業務における書類削減の取り組み
- 業務帳票管理システムの導入

③ 生産性の向上

- i-Constructionの推進
- 港湾整備におけるDXロードマップ
- 港湾の建設現場における遠隔臨場の試行
- ICT施工管理モデル工事
- 業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査

工事現場における働き易い職場環境の整備(継続)

■ 目的

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働き易い職場環境の推進を図る。

■ 実施概要

働き易い職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で評価する。

■ 対象案件

原則、全発注工事（平成30年度から実施）



女性専用休憩室



分煙機を導入した喫煙室

■ 評価の考え方

女性技術者の配置あり、なしに関わらず、「快適トイレの導入」を実施した工事で、かつ、以下のいずれかの職場環境を整備した工事を評価する。

・休憩室(喫煙室含む)、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

→ 実施した場合、工事成績評定の「創意工夫」において評価する。

(1) 事業実施(①担い手育成・確保)

工事現場における担い手育成活動の促進(継続)

■ 目的

学生や若手技術者に対し、建設業への関心の喚起や技術習得の機会を提供する活動を推進する。

■ 実施概要

担い手育成活動を実施した工事に対して
工事成績評定で評価する。

■ 対象案件

原則、全発注工事（平成30年度から実施）

現場視察・実習、講習会等を開催した場合に評価する。



高校生を対象とした
ドローン操縦体験



高校生を対象とした
建設機械の操縦体験

令和元年度の取組

■ 評価の考え方

※受注者が、建設業に将来就く可能性のある者(土木関係の専門学校生、高校生、大学生等)や現場経験の少ない者等を対象とした現場視察・実習や作業船の操船状況の見学機会等を提供した場合に評価する。

なお、受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象としない。

→ 実施した場合、工事成績評定の「社会貢献等」において評価する。

令和2年度から

■ 評価の考え方

担い手育成活動の対象者を拡大

土木関係の専門学校生、高校生、大学生等や現場経験の少ない者以外にも、土木に直接関係のない子供から大学生等の若手を含む場合も対象とする。

【工事】三者連絡会の開催(継続)

目的 : 情報共有による双務性の向上、労働条件の適正化・下請け業者や労働者等に対する円滑な支払いの促進等による労働環境の改善が図られるよう努める

対象 : 平成27年度より、全ての工事において設置が可能

出席者 : 発注者、受注者(元請け)、受注者(下請け)

発注者

- ・ 所長および副所長
- ・ 監督職員
- ・ 検査職員
- ・ 品質監視員

情報共有
意見交換

受注者(元請け業者)

- ・ 現場代理人
- ・ 主任技術者

受注者(下請け業者)

- ・ 各工種の専門工事業者

◆ 三者連絡会の内容

(初回)

- ・ 趣旨・目的の説明
- ・ 部分払い等の協議・確認
- ・ 「建設業法令遵守ガイドライン」の周知・相互の確認

(施工途中)

- ※必要に応じて開催
- ・ 設計、工法等の大幅見直し
- ・ 新規下請参入

(最終)

- ・ 取組成果と課題の抽出
- ・ 下請への支払確認

【工事】三者会議の更なる開催(継続)

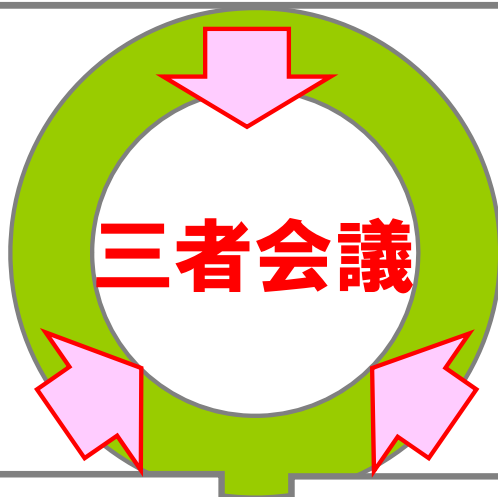
目的 : 工事目的物の品質確保や工事の手戻り防止のため、設計思想の伝達及び情報共有を図る

令和2年度から「工事品質確保調整会議」と合わせて開催が可能

対象 : 設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事において、設置が可能

出席者 : 発注者、設計者、受注者

発注者
(設計担当、工事担当)



設計者

受注者

◆ 三者会議の内容

- ・(発注者) 施工上の留意事項等の説明
- ・(設計者) 設計意図の説明
- ・(受注者) 現場条件に適した技術提案の説明、設計への質問

(1) 事業実施(①担い手育成・確保)

【業務】業務三者会議の開催(試行)(継続)

目的：地盤条件の設定を慎重に行うべき設計案件について、工事目的物の品質確保や工事手戻り防止のため、設計時における地盤条件を主とした設計思想(条件)の伝達及び情報共有を図る。

令和2年度から「業務品質確保調整会議」と合わせて開催が可能

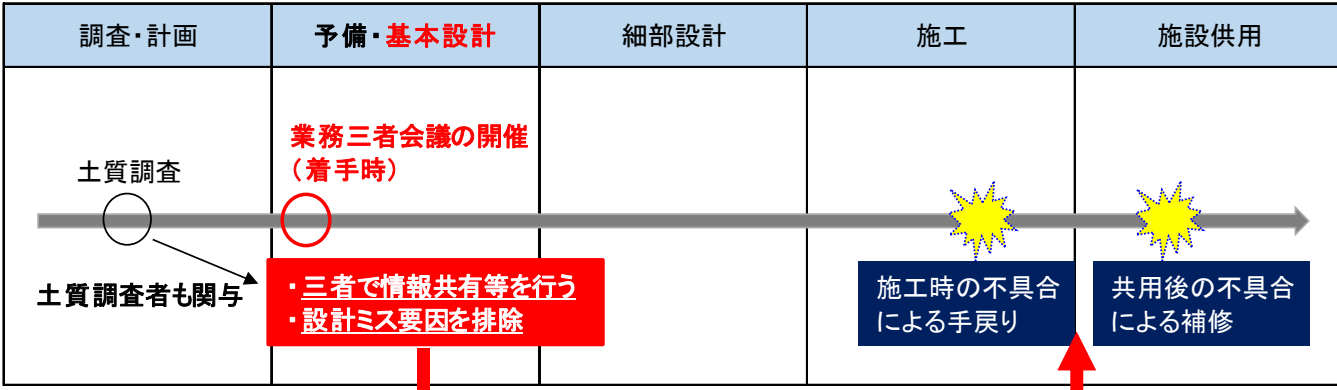
対象：予備・概略・基本設計業務の全件を対象とし、開催時期は受注者が業務を着手する前に開催する(複数開催も可)。

出席者：発注者・業務受注者・土質調査者

【取組方針】



【調査・計画～施設供用までにおける業務三者会議の位置付け(イメージ)】



設計ミス要因を予め排除することにより、施工・施設供用時の不具合発生を未然に防ぐ

■ 業務三者会議の内容

【発注者】	地盤条件を主とした設計条件の説明
【受注者】	地盤条件を主とした設計条件の確認、質問等
【土質調査者】	土質調査結果の補足説明

契約変更事務ガイドライン(工事・業務)の見直し(継続)

目的・効果

- ・双務性の確保や設計変更の迅速性及び透明性の向上
- ・発注者及び受注者間における、契約変更事務に係る条件等の情報の共有
- ・適切且つ円滑な契約変更事務の進展に寄与
- ・「品質確保調整会議」でのPR資料配付などによる設計変更における受注者間での意識の向上

【令和3年度実施のための取り組み(案)】

○契約変更事務の更なる進展のため、内容の充実を図る。

(今年度中に内容の見直しを行い、一部を令和3年度から適用する予定)

○主な内容

・設計変更事例の内容の充実及び見直し。

→各地方整備局等のみならず、関係団体からも事例を収集。

・契約変更に至らなかったケースの検証

・契約変更事務ガイドラインのPR資料を港湾局のホームページに掲載するとともに、港湾管理者の参加する会議等で配布する。また、業務参考資料として契約変更事務ガイドラインを港湾管理者に送付する。

○HPでガイドラインの内容を項目別(契約書の条項、業務の工種毎等)に検索出来るようにする。

(1) 事業実施(①担い手育成・確保)

契約変更事務の適切な運用の徹底(工事・業務)

- 工事及び業務の実施に当たっては、発注者は、受注者に対し、適切に契約変更事務を行うことを宣言する。
- 受注者との初回の打合せ時において、契約変更事務ガイドラインの「チラシ」を用いて変更業務等の説明を行う。

【チラシ(工事用)】

- ・国土交通省港湾局では、発注者及び受注者間の認識共有や迅速性及び透明性の向上等を図るため契約変更手続きのフローや設計変更の事例等を掲載した「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」を作成し、ホームページで公表しています。
- ・港湾の直轄工事では、同ガイドラインを活用し、発注者及び受注者間の契約条件等の情報共有が図られ、適切且つ円滑な契約変更事務に寄与しています。

設計変更に関する考え方や設計変更の事例を掲載

目次

- I 契約変更事務ガイドライン(本編)
- II 設計変更の事例集
- III 設計変更に関する想定問答
- IV 受発注者間のコミュニケーション
- V 参考資料

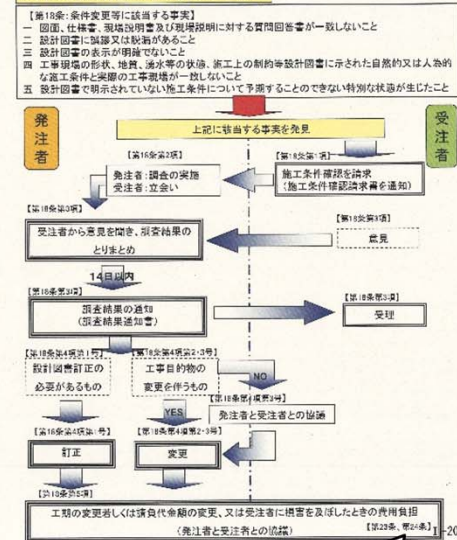
港湾工事における契約変更事務ガイドライン

平成28年3月
国土交通省 港湾局



6. 設計変更手続きのフロー

(1) 工事請負契約書第18条の場合のフロー例



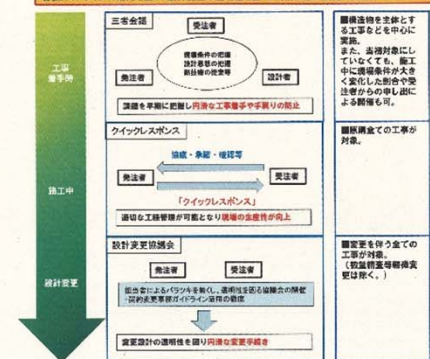
契約書に基づく設計変更手続きのフローを掲載

契約変更を円滑に行うための受発注者双方のコミュニケーションについて掲載

受発注者間のコミュニケーション

三者会議・クイックレスポンス・設計変更協議会

- 工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下に取り組む。
- 三者会議
発注者、設計者、受注者が一堂に集い情報を共有し、工事の円滑な進捗や、手戻りの防止を図る。
- クイックレスポンス
施工者からの質問等に対して、迅速な回答を実施し、受注者の手戻り時間を解消。
- 設計変更協議会
各層ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施。



「港湾工事における契約変更事務ガイドライン(国土交通省港湾局)」

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000007.html

(1) 事業実施(①担い手育成・確保)

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行(改定)

【目的・方法】

- 令和元年6月に一部改正された「建設業法」において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、「品確法」において、受注者の責務として適正な請負代金・工期での下請契約締結を規定された。
- このため、港湾空港建設業における労働賃金改善に関する取組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」をし、下請契約を締結する元請者に対し、工事成績評価においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。

【対象工事】

- **全てのWTO対象工事(工事規模6.9億円以上)を試行する。**

地域の状況を踏まえこれにより難しい場合は、各局の運用による。

【工事成績評価】

- 確認方法

三者連絡会において元請企業と下請企業間の労務費の見積書等を確認する
とともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリングする。

- 成績評価

加点評価条件;工事成績評価の「創意工夫」の配点の範囲内で評価する。

以下の全ての条件を満たした場合に加点する。

- ①「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できる。
- ②見積書に加えて注文書において労務費(労務賃金)が内訳明示されている。

なお、上記①、②が確認できない場合の減点を行わない。

■工事成績評価の例

評価項目	評価基準	配点
「創意工夫」	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 ①「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できる。 ②見積書に加えて注文書において労務費(労務賃金)が内訳明示されている。	あり 2.0

(1) 事業実施(①担い手育成・確保)

建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応(新規)

【目的】 キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)は、建設技能者の処遇改善、建設現場の生産性向上にむけ建設業退職共済制度(以下「建退共」という。)や、社会保険の加入確認などに活用されるなど、「業界共通の制度インフラ」として各種施策が講じられている。このため、CCUSを港湾工事に活用し、港湾技能者の確保と育成、港湾の建設現場の生産性向上を促進する。

また、令和5年度から建退共がCCUSを活用した電子申請方式に完全移行する予定であることから、令和2年11月から開始したCCUSモデル工場の試行工場の対象を拡大する。

【対象工事】

- ・港湾・海岸・空港のWTO全工事を対象とする。

【試行内容案】

- ・右の指標案を達成した際に工事成績評定にて加点

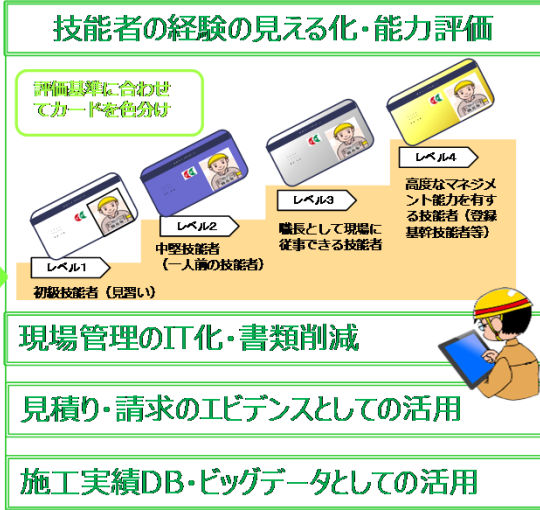
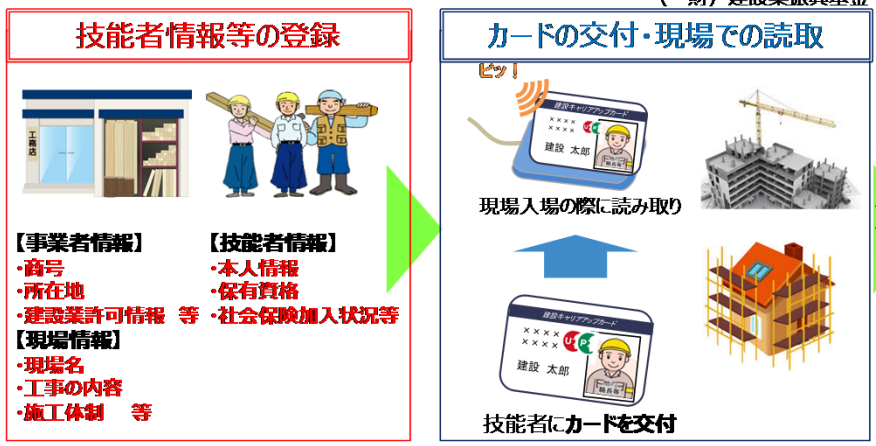
【積算での支援内容】

- ①カードリーダーの設置費用
 - ・最大2台/工事を基本としつつ、現場条件に応じて必要台数を計上
- ②現場利用料(カードタッチ)
 - ・現場利用料の明細に基づき現場管理費として計上

■CCUSモデル工場の指標案

指標	目標基準
平均登録事業者率 (CCUS登録事業者数/下請企業数)	90%
平均登録技能者率 (CCUS登録技能者数/技能者数)	80%
平均就業履歴蓄積率 (カードリーダーへタッチして現場へ入場した技能者数/工事現場へ入場した技能者数)	50%

<建設キャリアアップシステムの概要>



港湾における休日確保等に向けた取り組み(拡充)

1. 工程提示型の一般化(継続)

<概要> 提示時期の早期化、詳細情報の提示(継続)

令和2年度
からの取組

原則、全ての工事で実施。

2. 荒天リスク精算型(実施内容一部改正)

<概要> 休日を確保した場合、当初契約供用係数ランクを保証

令和3年度
の取組方針

外郭施設の整備が十分ではない海域での工事に対象を拡大。

3. 休日確保評価型(評価内容一部見直し等)

<概要> 陸上・海上工事の評価を別とした評価方法一部を見直し

令和3年度
の取組方針

ケーソン製作工事は陸上工事として評価。(評価方法を一部見直し等)

4. 休日確保評価型試行工事(工期指定)(継続)

<概要> 事情により工事延伸が困難な工事に対して、新たに「休日確保評価型試行工事(工期指定)」を創設

令和2年度
からの取組

工期と休日確保するため、受生産性向上に資するNETIS技術の採用や技術者・技能労働者の交代制導入を認める
(NETIS技術採用等、必要な経費は契約変更の対象とする)
受発注者の責任者が「品質確保調整会議」に参加し、工程等の確認・調整、工期短縮に係る対策の有無や内容を決定

工程提示型の一般化(継続)

【目的】

○令和元年6月に改正された「新・担い手三法」により、発注者の責務として適切な工期を設定する事が規定された。そのため、平成28年度から実施している工程提示型の工事試行について、提示時期や提示情報等を見直した上で、令和2年度より全工事に適用して一般化を図る。

従来の取組

- ・契約後に発注者が想定している工程表を提示(提出)
- ・提示は施工会議(施工打合せ)等の際に行う
- ・工程表の内容は工種レベルの簡易的なバーチャート

令和2年度から

(1) 提示時期の見直し

- ・想定している工程表を契約後速やかに提示(提出)
→受注者による十分な確認・検討期間の確保

(2) 提示情報の見直し

- ・提示する情報は、準備・後方付け期間、各工種の能力設定、施工順序、現場制約条件等を含むもの
→受注者による工程の詳細な検討に寄与

(3) 受発注者間による確認・調整の機会の設定

- ・提示した情報をもとに工事着手前に行う「工事品質調整会議」にて受発注者間で相互に確認・調整等の実施
→相互に確認・調整した工期で工事を実施することで、休日確保が可能となる適正な工期を確保

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

荒天リスク精算型工事の対象の拡大(改定)

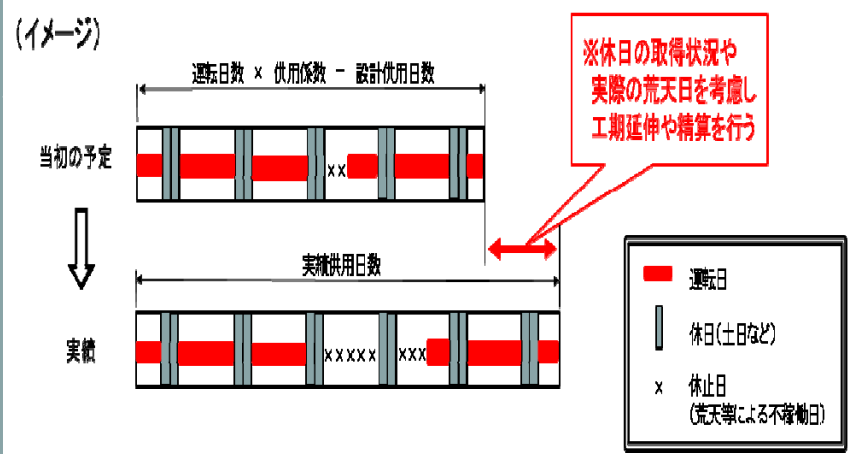
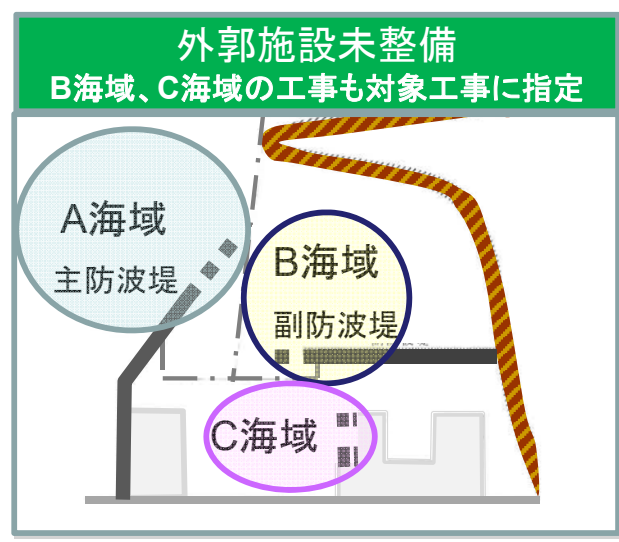
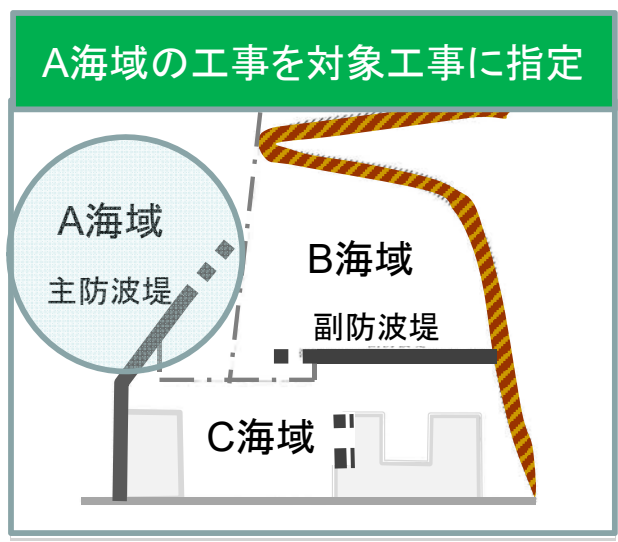
【目的】 荒天等による閉所を余儀なくされる港湾工事においては、工期の遵守のために休日返上で工程を前倒して工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す。

具体的には、作業船を使用する海上工事を対象として、発注者が荒天等による休止に伴って生じた追加的経費(運転日数・供用日数(休日及び不稼働日))を精算するとともに、必要に応じて工期延伸も行う。

作業船を使用した海上工事を対象として、各地方整備局毎に複数件実施。

【取組方針】

- ・ 供用係数が高い港湾を中心に、外郭施設の整備が十分ではない港内施設の整備工事への拡大



(1) 事業実施 (2) 働き方改革

休日確保評価型における海上工事の加点条件の変更(改定)

【目的】平成30年度から取り組んでいる本評価について、気象海象条件の影響を受けやすい海上工事における評価方法を新たに設定し、休日確保への意欲向上を目指す。

【概要】

- 現場における適切な休日の確保を促すため、休日確保を達成した工事に対して、工事成績評価において加点評価する。
- 海上工事の対象は、港湾請負工事積算基準2-1-(15)別表「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」の主作業船に分類される作業船を使用する工事(ただし、ケーソン製作工事は除く)とする。
- 受注者からの提案により、生産性向上に資するNETIS技術等を採用した場合には、必要な経費について契約変更の対象とする。

令和元年度の取組

- ・「週休2日」「4週6休～4週8休」を達成した場合、成績評価で加点
 - ・休日確保達成による各加点
- | | | | |
|------|----|------|------|
| 週休2日 | 2点 | 4週8休 | 1点 |
| | | 4週7休 | 0.8点 |
| | | 4週6休 | 0.5点 |



令和2年度からの取組

- ・陸上工事は現行どおり変更無し
 - ・海上工事
- | | | | |
|------|----|------|------|
| 週休2日 | 2点 | 4週8休 | 2点 |
| | | 4週7休 | 1.5点 |
| | | 4週6休 | 1.0点 |

※1 休日確保加点評価は、週間工程表により現場閉所日の実績を確認して評価する。

※2 休日に軽易な作業等のために少数が出勤した日については、代休の取得状況等を確認の上、現場閉所とみなす。

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

休日確保評価型試行工事(工期指定)について(改定)

【目的】

- 事情により工期の延伸が困難な工事に対し、**新たな休日確保評価型試行工事(工期指定)**を設定し、工事における休日確保を図る。

【試行のイメージ】(単年度工事の場合)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		契約	現場着手		荒天待機	荒天待機				工期末日	漁期で工事不可	
入札手続き期間												

荒天で遅延した工程を**施工方法変更等による工期短縮**

工期延伸出来ない

【対象工事】

- 事情により工期延伸することが不可能な工事等とする。

➡ **港湾管理者、利用者から供用時期の要望がある施設整備において、後続工事があるため工期の遅れができない工事や漁期など施工時期に制限がある工事も対象とする。**

【工期延長せずに休日確保するための対策】

- 受注者提案による生産性向上に資するNETIS技術の採用等、施工方法変更による工期短縮。→必要な経費については、契約変更の対象とする。
- 技術者や技能労働者等の交替制導入による技術者等個人単位での休日確保。
→地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更については、精算可能
- **工事品質確保調整会議において、工期短縮方策の妥当性等について確認、調整し、対策の有無や内容を決定**

【休日の確認方法】

- 現行の休日確保評価型試行工事と同様に現場閉所による確認、又は技術者・技能者等の個人単位での休日取得状況を確認し、休日確保を達成した場合に加点を行う。

【労務費の補正】

- 週休2日又は4週8休を達成した場合において、労務費の補正を行う。

【交代制での休日の確認方法】

- 評価対象は、**工事に関わる対象者(技術者・技能労働者全員)**とする。
- 全工期に対し、対象者1人ずつの休日取得状況を把握する。
- 確認方法は(変更)施工計画書に明記し、導入前に受注者が提案し監督職員と協議する。

【達成条件】

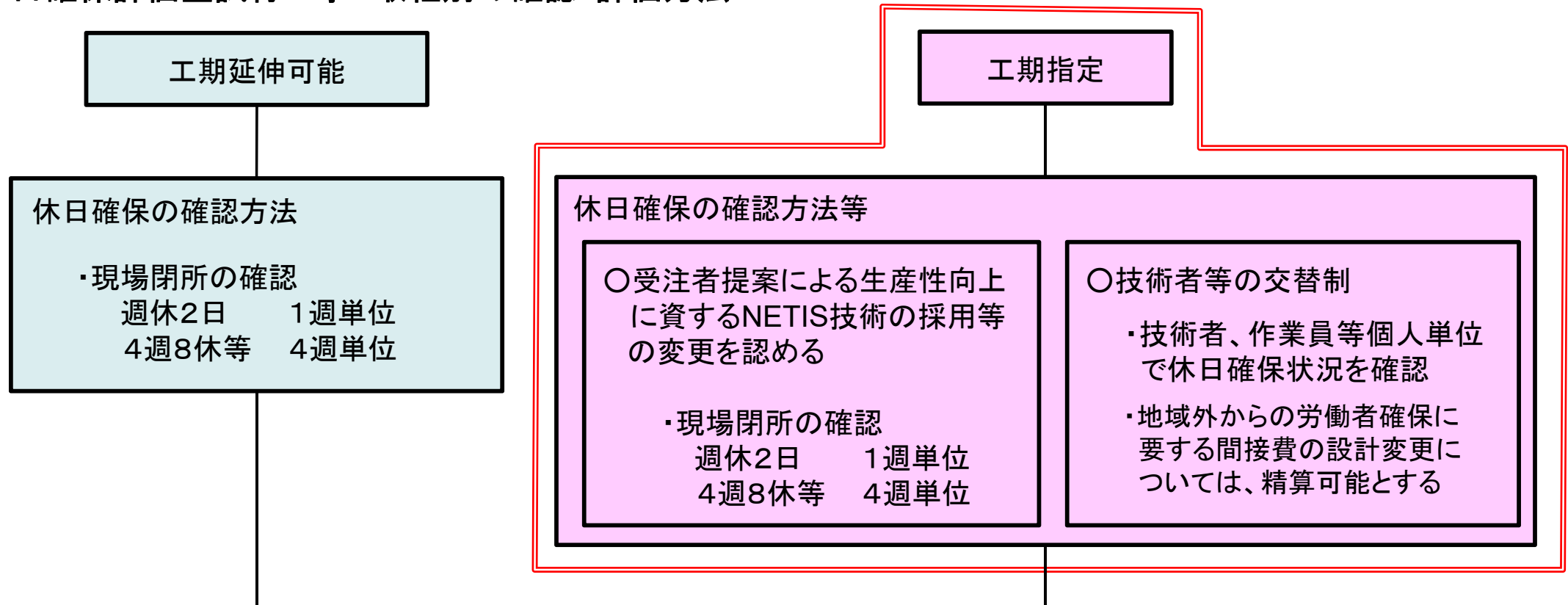
- 対象者1人ずつに対し、週休2日・4週8休等の休日取得を標準とする。

※交替制導入による**共通仮設費及び現場管理費の補正**については、**試行件数が少ないため事例が少ないことから、R2,R3で実態調査・検討し、結果を踏まえ、R4に支援出来るようにする。**

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

【参考】休日確保評価型における取り組み(分類)

休日確保評価型試行工事 取組別の確認・評価方法



休日確保に対する評価方法

○成績評定にかかる加点

	週休2日	4週8休	4週7休	4週6休
陸上工事	2点	1点	0.8点	0.5点
海上工事	2点	2点	1.5点	1.0点

※交替制は、技術者等個人単位での達成状況により上表から加点を行う

※削除して訂正します。

○労務費の補正

労務費単価1.05割増

※港湾5職種は除く

(~~高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員は除く~~)

品質確保調整会議(工事・業務)の設置(継続) 1/2

工事(業務)の円滑な実施及び品質確保に係る調整会議(品質確保調整会議)の設置

【目的】

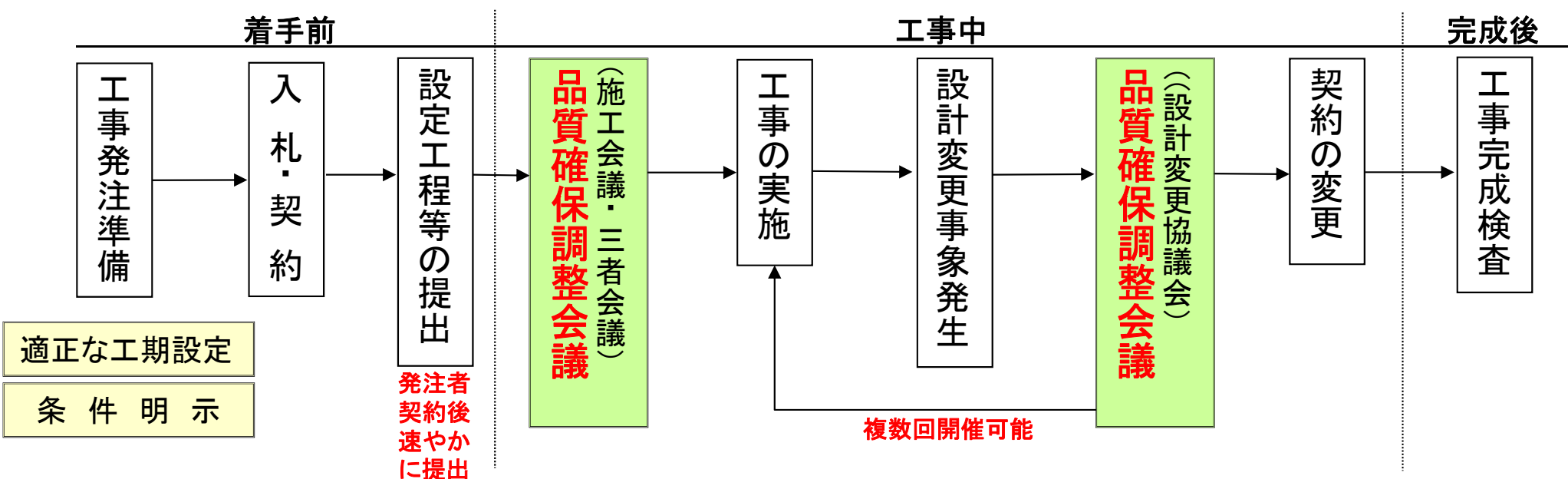
令和元年6月に「新・担い手三法」として、品確法と建設業法、入契法が改正され、働き方改革の推進や情報通信技術の活用等による生産性向上等が位置付けられ、実施に併せ速やかに実施していくことが求められた。

特に、品確法では、発注者の責務として適切な工期(履行期間)を設定すること、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期(履行期間)の変更を行うこと等が規定された。

このため、工事(業務)着手前及び設計変更事象発生時等においては、受発注者が現場条件、施工計画(業務計画)、工事工程(履行)等について総合的に確認・調整し、円滑な工事(業務)の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者が参加する調整会議を設置する。

○「品質確保調整会議(工事)」の例

開催時期は、工事着手前、契約変更前(新工種追加等)及び受注者からの要請により開催(必要に応じて複数回開催)



※当会議は、従来の施工会議(施工打合せ)、設計変更協議会を兼ねて実施することが可能。三者会議は合同開催が可能。

品質確保調整会議(工事)の設置(継続) 2/2

品質確保調整会議(工事)の概要

○参加者

発注者: 副所長以上及び工務課長、発注・契約担当課長(積算・契約担当)
(必要に応じて)設計担当課長
総括監督員、主任現場監督員、現場監督員
(必要に応じて本局・技術調査事務所関係課等)

受注者: 受注者の代表等、現場代理人、監理技術者、主任技術者
その他:「三者会議」を合同で行う場合は、当該施設の設計コンサル等

○対象工事

全工事

○主な会議内容

- ・特記仕様書等に示された条件明示内容の確認、工程提示の取組により発注者から提示(提出)された工期設定の条件等の確認と受注者作成による工程の確認及び調整
- ・設計図書の詳細結果、施工計画書による施工計画の確認(従来の施工会議(施工打合せ)と同様)
- ・追加工種など設計変更に関する内容の確認(契約変更事務ガイドラインの活用)
- ・設計に関する内容に及ぶ場合には、必要に応じて「三者会議」との合同開催
等

○その他

- ・確認及び調整した事項については、速やかに文書に記録し、受発注者双方にて確認し保存

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

業務におけるスケジュール進捗表による情報共有(試行)(継続)

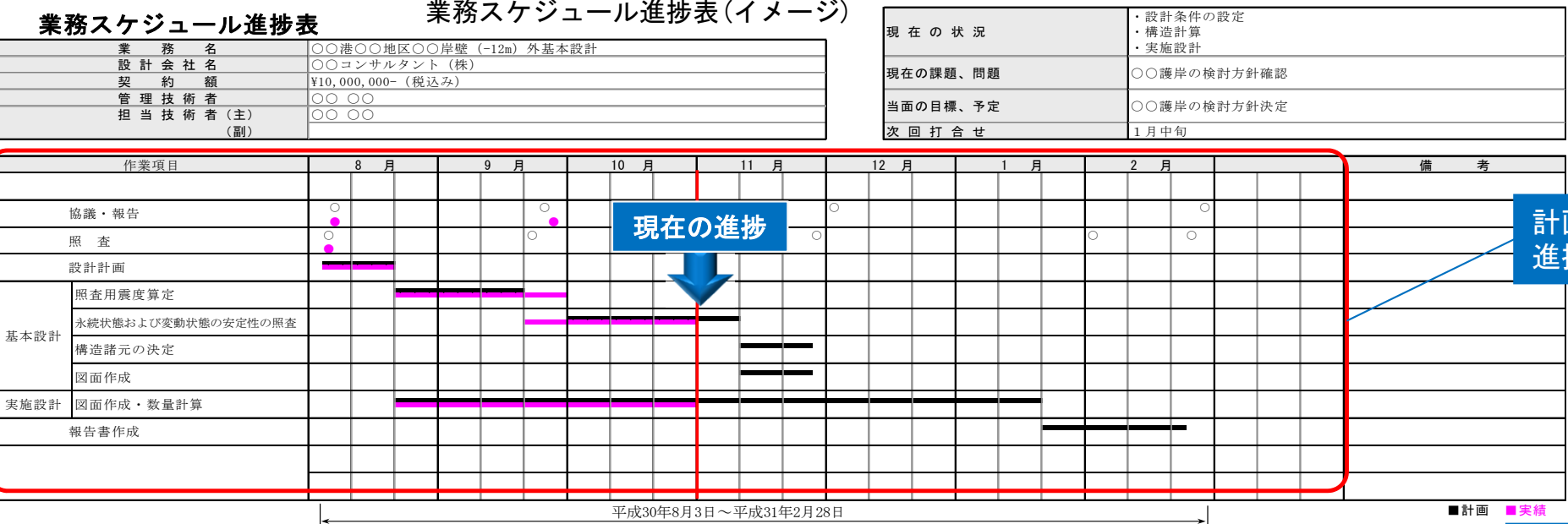
- 【目的】** ○受発注者間でスケジュールの情報共有を図りながら業務を進めることにより、成果品の品質向上を図る。
- 【方法】** ○業務内の作業に対して、受発注者の役割分担、着手日、回答期限等を設定し、可能な限り設定期間までの回答に努める。
- 受発注者双方が確認した内容については、業務成果品の修正等の大幅な手戻りを行わないよう努める。
- ※受発注者双方が確認した内容について、再度修正等することを制限するものではない。

【取組方針】

(R1d) 地盤条件設定に考慮が必要な外注による基本設計を対象、各局1件以上実施(試行)

↓

(R2d) 予備・概略・基本設計業務の全件を対象(試行)



計画と実工程を記載し、進捗状況を把握

着手日(回答日)	作業事項(タスク)	作業者		期限	状況	今後の検討事項・課題・目標		備
		発注者	受注者			内容	予定	
8/3	着手届、通知書、経歴書、技術者届等	○	○		済	8/4発注者へ提出		
8/4	初回打合せ	○	○		済	業務計画書(案)を発注者へ提出		
8/7	設計条件の設定			発注者回答11月1日まで	未	〇〇護岸の検討方針未定	背後の利用について、港湾管理者と調整要	
9/5	実施設計				未	主要図面作成中・数量算出項目抽出		
9/15	構造計算				未	概略計算中		
9/29	中間打合せ	○	○		済			
11/1	〇〇護岸の検討方針(予定)	○	○		未			
1/19	中間打合せ	○	○		未			
2/1	報告書取り纏め	○	○		未			
2/27	最終報告	○	○		未			

作業内容や分担を記載し受発注者の役割・作業期限の明確することにより、作業の効率化を図る

工事書類削減の取り組み

取り組みの3本柱

工事書類の
「集約等」
による削減

工事書類の
「提出抑制」
による削減

工事書類の
「二重提出の防止」
の徹底

労働時間の抑制

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

工事書類削減の取り組み(1)(継続)

工事書類の「集約等」(1)

○ これまで提出していた様式の情報を週間工程表に集約することにより、提出する書類を削減。

週間工程表(試行)

週間工程表															受注者 (株)○○建設		現場代理人 工事好男	
工 平成28年8月17日～平成28年12月20日															出来高(%)		備考	
工事○○港ブロック製作工事															実施数量			
工種・種別・細別	月日 曜日 天気	実施					予定					出来高(%)		備考				
		9/17 土	9/18 日	9/19 月	9/20 火	9/21 水	9/22 木	9/23 金	9/24 土	9/25 日	9/26 月	9/27 火	9/28 水		9/29 木	9/30 金	打設累計	残数量
準備工	1式															100.0	完了	
被覆・根固工	1式															47.4		
被覆ブロック製作 シェークアップ ロック4t型	270個	休	休	休			休	休	休							(個)	(個)	
		工	工	工			工	工	工							128	142	
																	108	162
後片付け工	1式																	
検査及び立会確認等							9:00～ コンクリート 現場試験						9:10～ 種載重量確認 中央生コン		9:00～ コン打設 現場立会	15:00～ コンクリート 強度試験 中央生コン	進捗率(%)	9月30日までの 計画進捗率(%)
記事							10:00～ 週間工程 会議 災害防止 協議会										実績 41.1 予定 41.1	54.6

① 履行報告書(工事旬報)

② 実施工程表(作業日報)

③ 休日作業願

⑤ 立会願

④ 材料検査願

⑥ 施工状況検査願

⑦ 主要船舶機械搬入・搬出通知

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

工事書類削減の取り組み(2) (継続)

工事書類の「集約等」

- 指示書等の様式を1枚の様式に集約し、工事書類削減を図る。
- あわせて、集約した様式に変更概算額を明示し、双務性向上を図る。 ※R1年度より試行

書類集約・削減

◇ 様式の集約

道路・河川部門及び北開局の様式を参考に指示書等の7種類様式を1枚に集約し、工事書類を削減。

◇ 押印欄の削除

電子帳票管理システムによる申請を原則とし、紙による書類提出を削減。

双務性の向上

◇ 変更概算金額の明示

集約した様式には、変更見込み概算額を明示。

受注者との協議等において双務性を向上。

※但し、概算額は参考値

◇ 契約書に基づく変更内容の明示

集約した様式に契約書の条項に基づく変更内容であることを明示。

※例：契約書第〇〇条第〇〇に基づき〇〇します。

変更概算額の記載欄を追加

集約様式(案)

様式番号 99

工事打合せ簿 (指示・協議・承諾・提出・報告・通知書)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容)	※1下記について、契約書第〇〇条第〇〇項に基づき〇〇します。		
添付図	※2変更見込み概算額 万円 <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減 但し参考値であり、契約変更額を拘束するものではない		
処理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。	年月日: []
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。	

(注) 1. 該当する□内にレを記入すること。
2. ※1は、書類の種類毎に適宜記載する。
3. ※2は、変更見込み概算額の指示が必要な場合に記載する。

協議や指示する内容が契約書第〇条〇項に基づくのかを明示

工事書類削減の取り組み(3) (継続)

工事書類の「提出抑制」

○ 建退共や安全訓練、レミコン試験結果、写真撮影の提出を限定的にすることで、工事書類の削減へ繋げる。

◇ 建設業退職金共済制度活用の書類、安全教育・訓練の実績 等

- ・ 労働者個人の共済手帳の提示・提出は求めない。
- ・ 安全関係は開催概要のみ提出。
- ・ 有資格者名簿は、火薬類取扱保安責任者以外は求めない。
- ・ 立会等は、設計図書に規定があるものに限定。

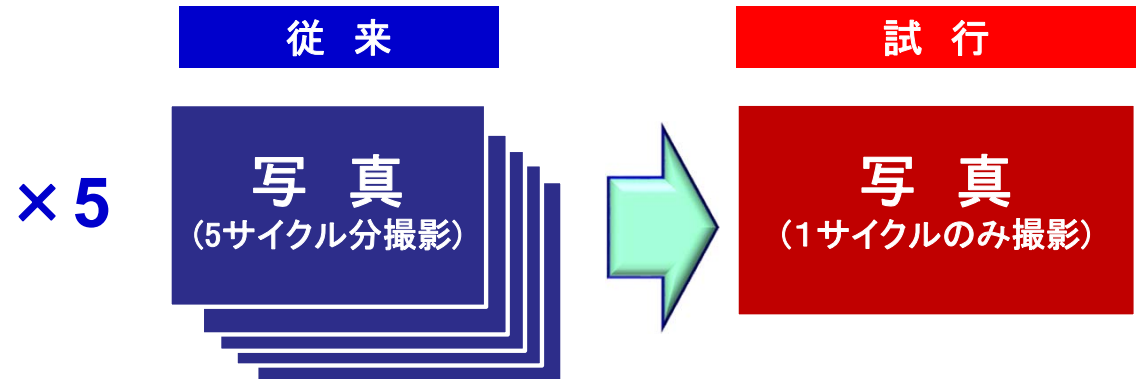
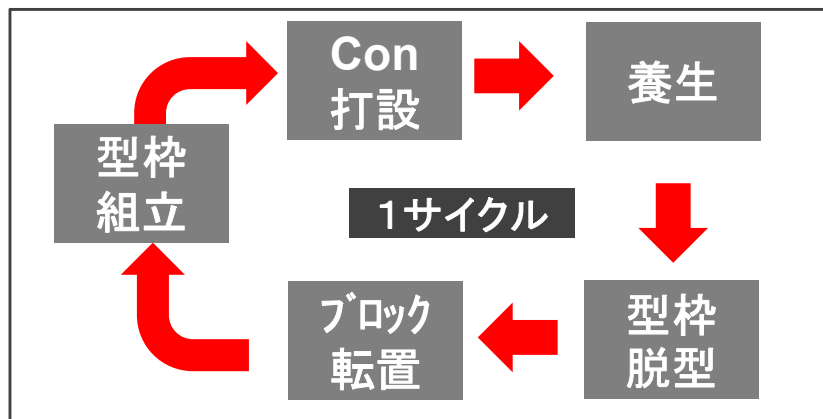
◇ レミコン(スランプ、圧縮試験データ)、写真撮影の頻度、ブロック製作(型枠形状寸法)

- ・ レミコンの試験結果は、管理表のみ提出。
- ・ ブロック型枠形状寸法は、観察結果を記録整理。

◇ 写真の抑制

- ・ 写真は、代表的な1サイクル分のみ提出することで抑制。

例) 消波ブロック製作

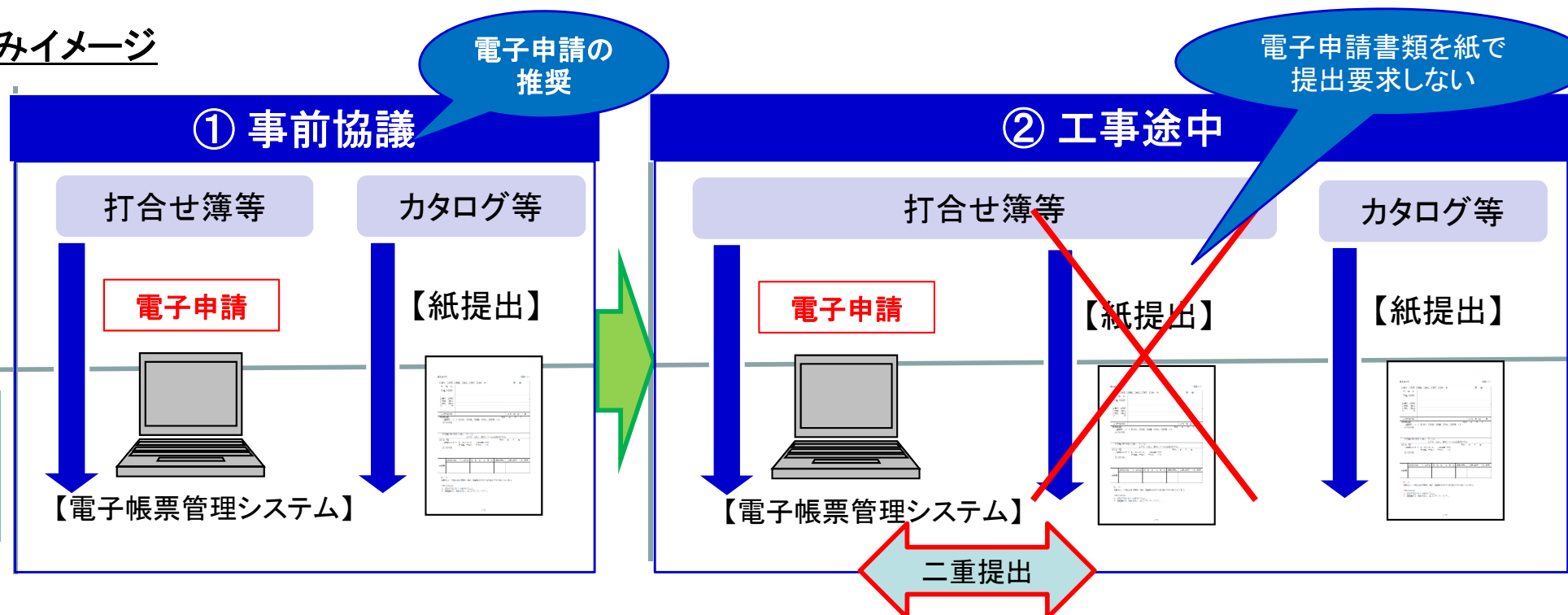


工事書類削減の取り組み(4)(継続)

工事書類の「二重提出の防止」の徹底

- 事前協議により決定した電子納品と紙納品の提出方法を徹底し、工事書類の「二重提出防止」を強化する。

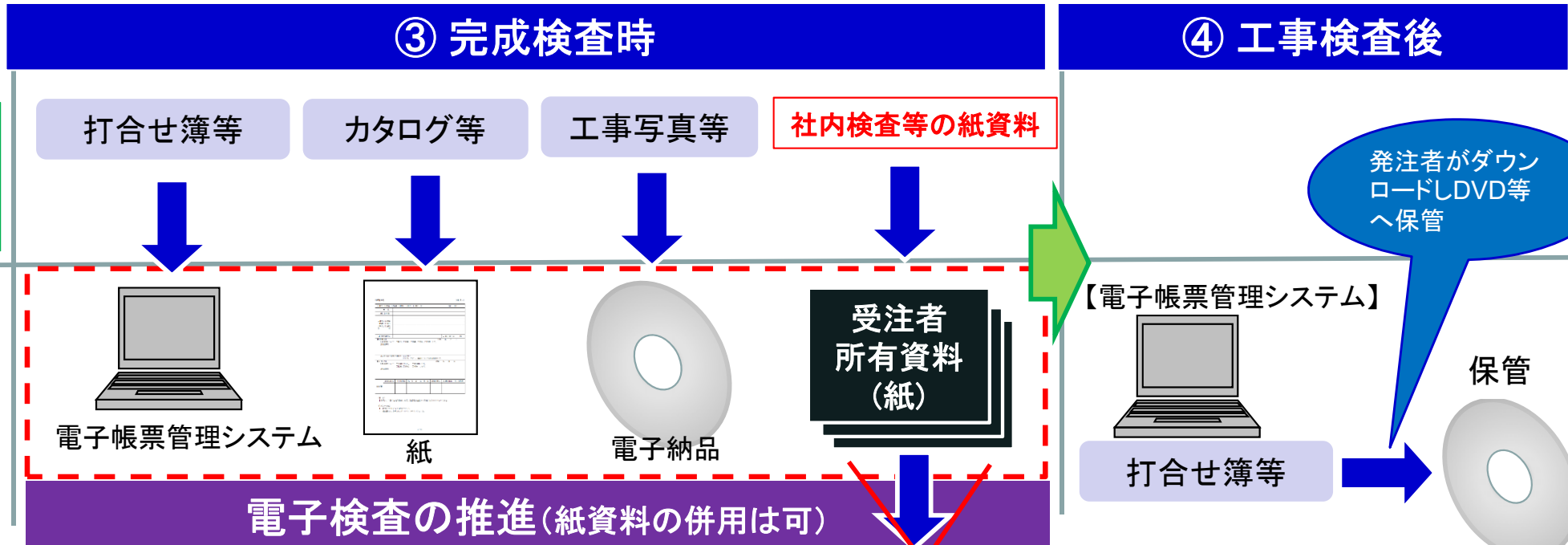
◇ 取り組みイメージ



- ・受注者双方は、提出書類及び電子納品の方法等について、工事着手前に「工事関係書類一覧表(案)」により協議する。
※ メーカーカタログ等、紙資料の提出が効率的となる場合は「紙」でも可。

- ・発注者は、電子帳票管理システムにより処理された帳票等について、紙資料として必要となる場合には、発注者が印刷・製本する。
- ・発注者は、受注者に対して印刷・製本を要求しない。

工事書類削減の取り組み(5) (継続)



- ・受注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料を併用した電子検査を希望する場合には、発注者は、紙資料を併用した電子検査を行う。
- ・ただし、発注者は、受注者が所有する社内検査等の紙資料について、現物またはその写しの納品を要求しない。
- ・なお、電子検査にあたっては、電子納品等運用ガイドラインを参考に電子検査を推進する。

・電子検査の効率化を図るため、**令和2年度より、「電子納品物検査支援システム」を使用した電子検査**を
 ・オフライン形式となるため、ネットワーク環境に左右されずに写真検索等が効率化

- ・発注者は、当該工事で処理した打合せ簿等の工事帳票について、検査後に電子帳票管理システムから電子データをダウンロードし、DVD等の電子媒体で適切に保管する。
 ※ 打合せ簿等の工事帳票は、電子納品の対象外。

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

業務における書類削減の取り組み(継続)

業務書類の「集約・提出抑制」(試行) ※外業作業がある業務を対象に令和元年度より試行

- 「**履行報告書(業務旬報)**」「**休日調査業務通知書**」を不要とし、新たに「**週間工程表**」を作成し集約。
- 「**週間工程表**」の提出は、調査職員宛に**事前にメールで送信し、紙書類での提出は不要とする。**

**履行報告書
(業務旬報)**

**休日調査業務
通知書**

提出不要

集約

①履行報告書

**②休日調査業務
通知書**

週間工程表 (休日調査業務通知書)													
作成日 平成31年11月29日(金)													
業務名 ○○港○○土質調査													
受注者 ○○調査(株)													
現場代理人 ○○○○													
工期：平成31年7月8日～平成31年11月29日													
工種	数量	今 週 実 績						数量計	来 週 予 定				
		8/31 (土)	9/1 (日)	9/2 (月)	9/3 (火)	9/4 (水)	9/5 (木)		9/6 (金)	9/7 (土)	9/8 (日)	9/9 (月)	9/10 (火)
準備工	1式												
土質調査	1式				荒天中止								
地層探査(音波探査)	側線 1.2km												
ボーリング調査(海上)	11地点						3地点					1地点	11地点
標準貫入試験	176回						44回					3回	176回
孔内水平載荷試験	3回						1回					1回	3回
FS検層	3m											1m	3m
土質試験	1式						1式					1式	1式
解析等調査	1式						1式					1式	1式
整理検討	1式												1式
成果物作成	1式												1式
打合せ	1式												1式
休日調査等												9/14(土) 台船資材搬出予定	
記事・連絡等												現地調査作業は9/10に完了。スバッド台船解体を9/11～13に実施し、台船資材は9/14に搬出。	
休工日出勤者(予定) 休工日出勤者の休暇(実績)		9/4(土) 建設次郎(8/24(土)の代休)										9/8(日) 安田保(現場巡回)	100.0%

【その他】

港湾潜水技士の有効期限の確認: 業務計画書に記載(必要に応じ港湾潜水技士手帳の写しを提示)。
変更業務計画書の提出: 軽微な変更内容及び他の提出書類で足りる場合は、提出不要。

(1) 事業実施 (2) 働き方改革

業務帳票管理システムの導入(新規)

【目的】 港湾工事等で導入している帳票管理システムを新たに業務に導入することで、受発注者間で扱っている書類を電子データで扱うことによる書類の簡素化や業務の効率化を図る。

○業務帳票管理システム導入のメリット

- ・書類のデータベース化による提出の履歴確認が容易
- ・保管スペースの省力化
- ・受発注者間の情報共有化
- ・帳票管理システムから直接電子納品用データが作成可能

令和3年度当初からの運用を開始

○適用業務

- ・港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に準拠し、開発していることから同共通仕様書を用いる業務のすべてに対応可能
- ・合わせて発注者支援業務、水中部施工状況確認補助等業務においても本システムの適用が可能

提出書類	帳票番号	サブタイトル	現在の承認者	申請者	作成日	最終承認日
協議書	1	その他臨時編成増設について起票	主任調査員	主任	令和2年10月15日	
協議書	99	協議書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
登録内容確認書	98	登録内容確認書	調査員	調査	令和2年9月29日	
承認申請・協議書	91	承認申請・協議書	調査員	調査	令和2年9月29日	
協議書	90	協議書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
部分使用協議書	89	部分使用協議書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
承認発生通知書	82	承認発生通知書	調査員	調査	令和2年9月29日	
報告書	81	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
登録のための確認のお問い合わせ	74	登録のための確認のお問い合わせ	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	73	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	70	報告書	調査員	調査	令和2年9月29日	
報告書	69	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	68	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	67	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	66	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	65	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	64	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	63	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	62	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	61	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月29日	
報告書	52	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	51	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	223	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	133	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	223	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	123	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	123	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	123	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	17	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	8	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	7	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	
報告書	6	報告書	主任調査員	主任	令和2年9月28日	

提出書類一覧へ戻る | 印刷文字一覧

プレビュー | 申請 | 保存 | 削除

業務帳票データ出力する

サブタイトル: 協議書

【一財】港湾空港総合技術センター
管理技術者 業務 受注 務

分任支出責任行為担当者
事務所長

令和●年●月●日付け第●号をもって契約した●における確認について、契約書第●条第●項に基づき下記のとおり協議しますので、御同意がなければ承諾書をご提出願います。

記

1. 業務の名称	業務
1. 契約年月日	令和2年4月1日

1. 協議内容

承認 / 否認

承認 / 否認

業務帳票データ出力する

サブタイトル: 打合せ・確認等記録簿

業務の名称: 設計・調査等記録簿(その3)

年月日: 令和2年10月7日

承認者の区分: 承認

内容: K※について

資料等の有無: 有

帳票番号: 26

承認 / 否認

承認 / 否認

承認 / 否認

承認 / 否認

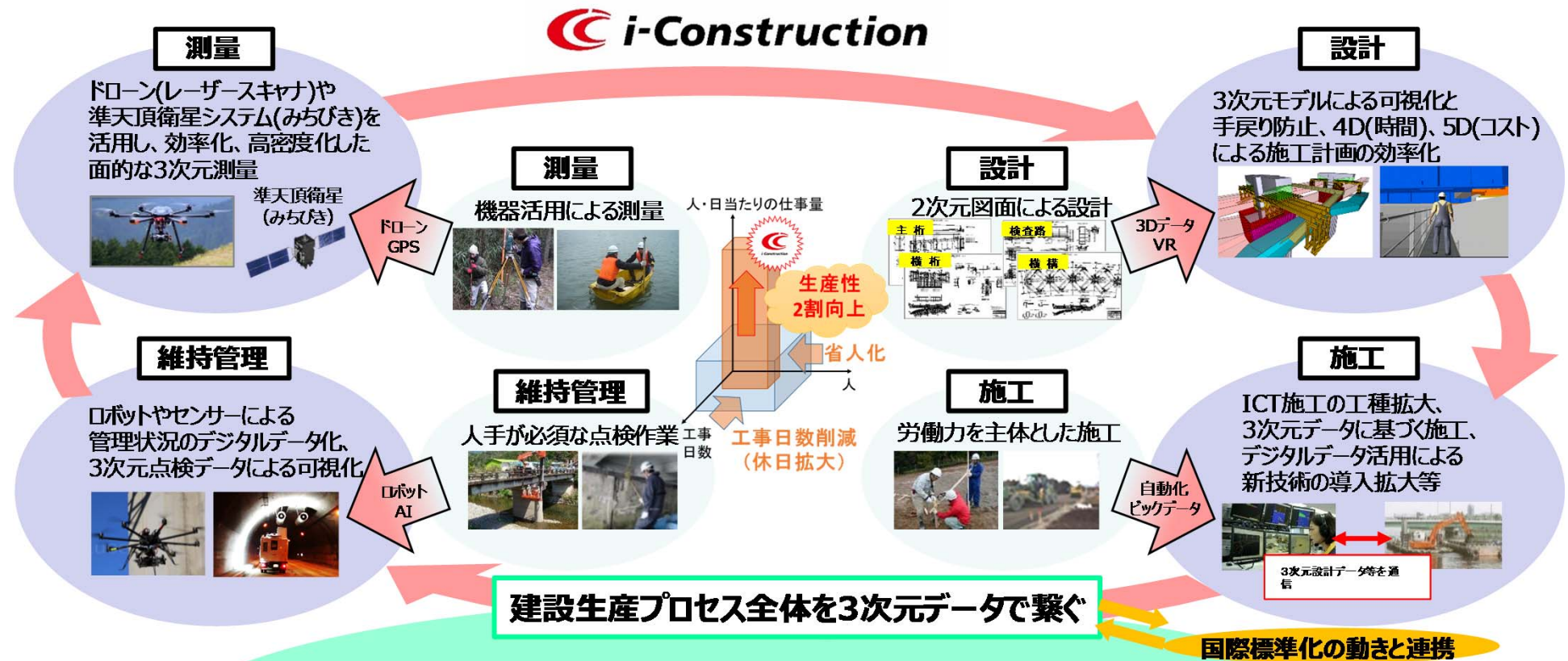
承認 / 否認

承認者	氏名	部署
承認	主任 十部	
承認	主任 次部	
承認	主任 五部	
承認	主任 七部	

業務帳票管理システムのイメージ図

(1) 事業実施 (③生産性の向上) i-Constructionの推進

- Society5.0の実現に向け、**i-Constructionの取組を推進し**、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す
- ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、**施工時期の平準化**に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る**建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ**、**新技術、新工法、新材料の導入、利活用**を加速化するとともに、**国際標準化の動きと連携**

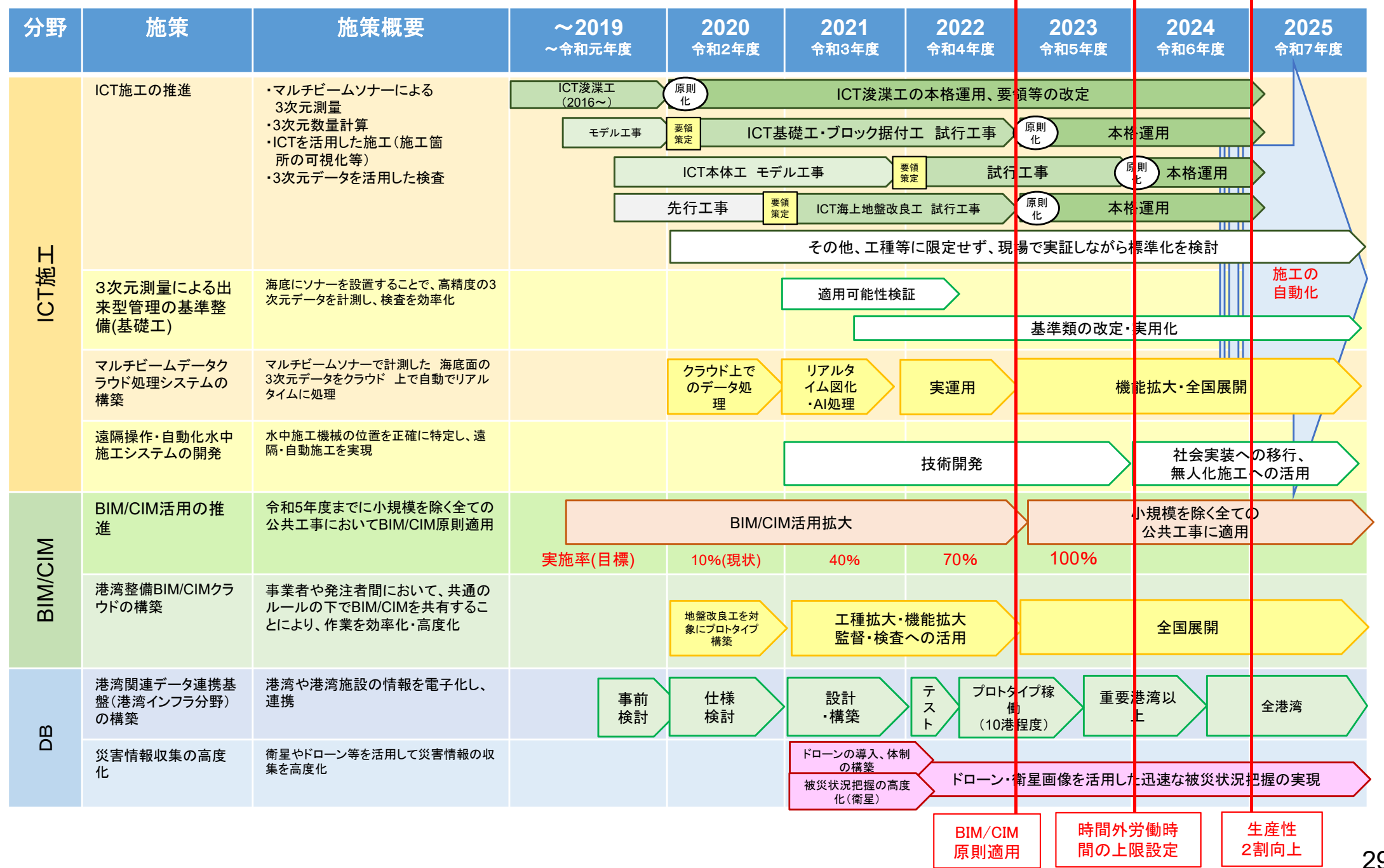


社会への実装

- [ロボット、AI技術の開発]
- [自動運転に活用できるデジタル基盤地図の作成]
- [バーチャルシティによる空間利活用]

(1) 事業実施 (3) 生産性の向上

港湾整備におけるDX ロードマップ

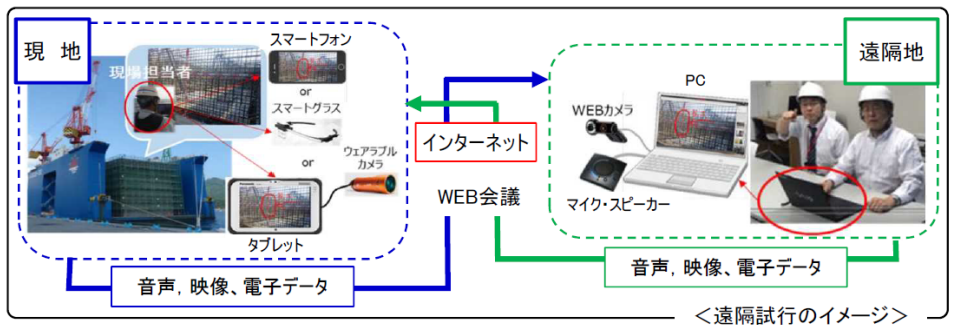
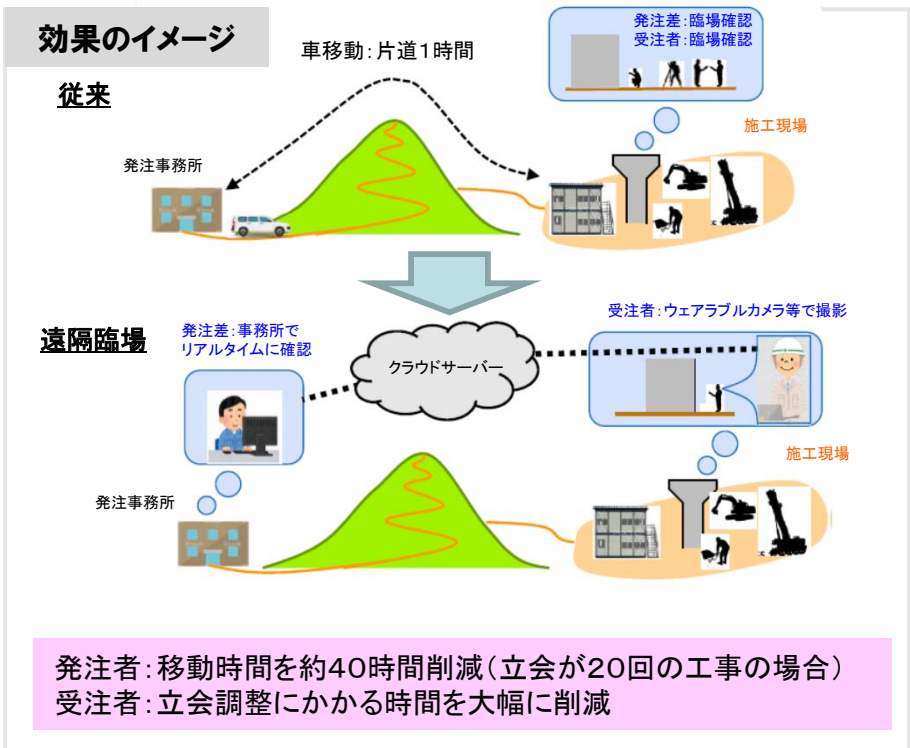
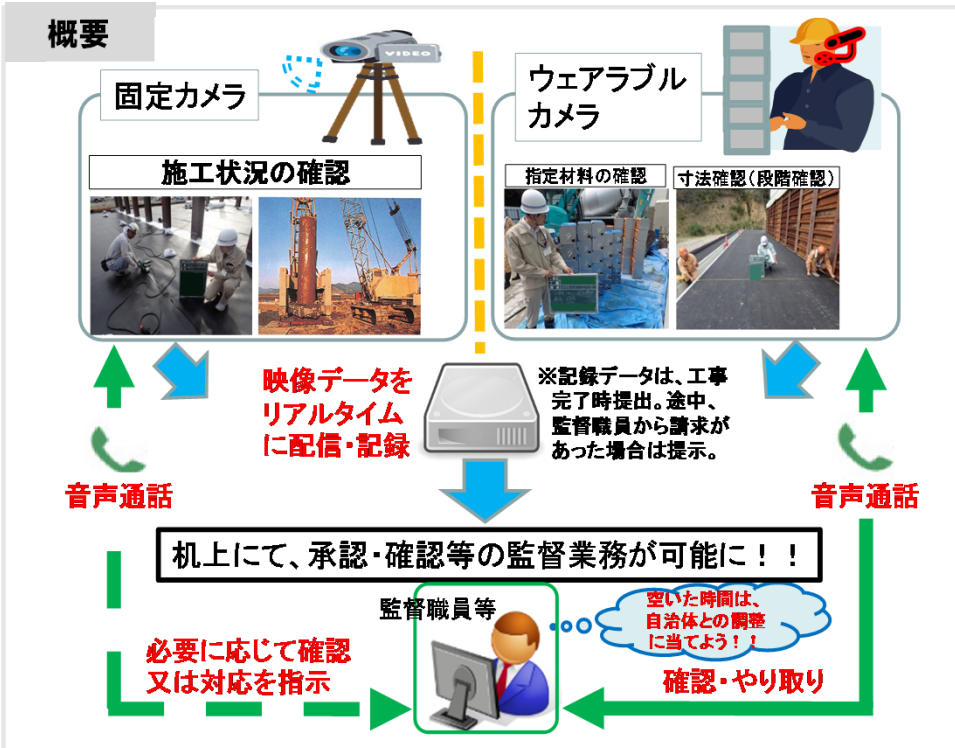


BIM/CIM 原則適用 時間外労働時間の上限設定 生産性 2割向上

(1) 事業実施 (③生産性の向上) 港湾の建設現場における遠隔臨場の試行(新規)

目的

- 港湾工事の建設現場において、「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用し、受発注者の作業効率化を図る。



- 遠隔臨場の効果** ※北海道開発局が港湾工事で実施した試行工事より
- ・移動時間および待ち時間の削減効果とともに、作業の効率化に寄与し、精神的負担の軽減にも繋がった。
 - ・急遽立会が必要となっても即時に対応できるなど、スケジュール調整が柔軟に行える。
 - ・映像を記録保存することで、若手などへの学習資料としても活用できる。

(1) 事業実施 (3) 生産性の向上

ICT施工管理モデル工事(新規)

【目的・効果】 ICT活用工事の港湾空港関係工事のほとんどは大規模な工事に活用されており、中小規模の工事での活用はまれな状況である。

ICT活用工事の受注機会の少ない中小規模の工事に、ICT施工の中でも比較的導入しやすく、他工事への適用に関しても汎用性の高い「遠隔臨場」と「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」及び「電子検査」を完全実施することで中小クラスのICT施工スキル向上の一助を目指す。

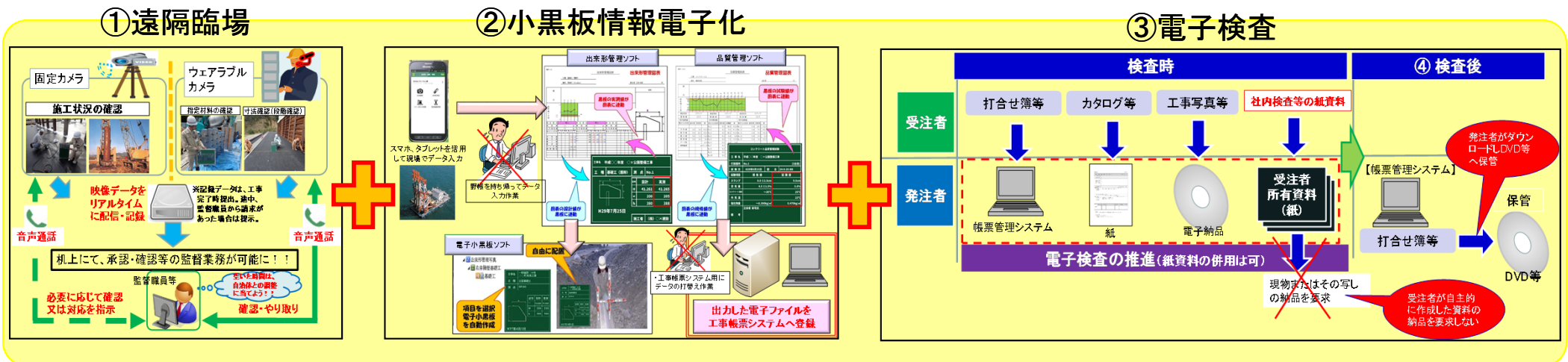
【対象工事】

- ・分任官の港湾、海岸工事の中から各地方整備局等が当該モデル工事の対象とした工事
- ・原則1件/局以上実施

【試行内容】

- ①当該工事の共通仕様書に基づくすべての材料検査、施工状況検査及び立会を原則すべて遠隔臨場(国港技第100号:令和3年3月26日)で実施する。
- ②工事内の写真管理をデジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化(国港技第66号:令和3年1月19日)用いて管理する。
- ③電子検査をオンライン検査(「港湾工事における受発注者間の業務効率化の推進について」(事務連絡:平成30年3月29日))又はオフライン検査(「オフライン方式による電子検査の試行について」(事務連絡:令和2年3月31日))にて実施する。

→上記、①～③の実施の確認が出来た工事に対して、工事成績評定の「創意工夫のその他にて『デジタル施工管理モデル工事を適切に実施した』としてチェックをする。」



①～③のすべてを実施 → 工事成績点で加点

(1) 事業実施 (③生産性の向上)

業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査(新規)

【目的】 受発注者間の打合せ・検査に伴う移動時間などが、時間の効率的な活用、業務の効率化を阻害し、働き方改革の障害になっていることから、移動時間の削減等による働き方改革を推進させるとともに、移動及び対面の打合せ等の削減による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を目的として、業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査(以下、「テレビ会議等」)の試行を実施する。

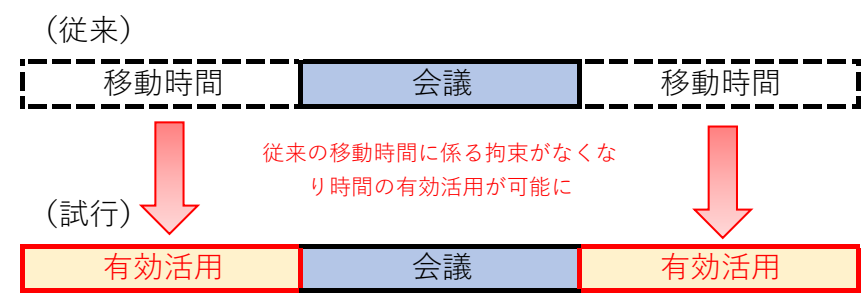
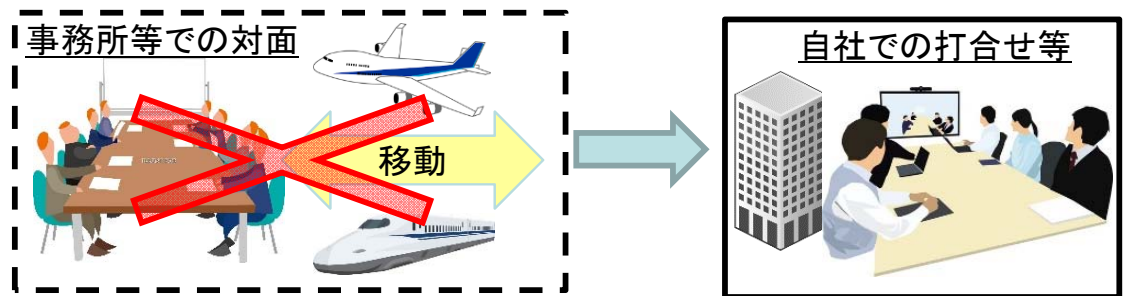
【対象業務】

・すべての業務 (うち受注者と合意の得られた業務)について試行することが出来る。

【概要】

- 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定める「打合せ」、「検査」について実施
- テレビ会議等に使用する機器・機材(PC、モニター、プロジェクター)及びインターネット通信は受発注者双方で用意
- テレビ会議等に使用するアプリケーション(例: Skype、Zoom等)は指定しない
- テレビ会議等で取り扱う情報について
個人情報等の秘密文書(機密性3情報)については、扱い不可。
情報公開法上、不開示情報となる蓋然性の高い情報(機密性2情報)は、マスキング、匿名等、情報を保護したうえで実施する場合は取扱い可とする。。
- 受注者にかかる機器・機材及び通信費は受注者負担とする。
- 移動にかかる旅費交通費は原則計上しない。

事務所等へ移動時間が削減時間の有効活用が可能に



その他連絡事項

1. 事故が発生した場合の工事成績の減点について
2. 特殊車両通行許可の遵守・徹底について
3. 業務担当技術者表彰制度の創設について

事故が発生した場合の工事成績の減点について

「工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。」

→ -3点

※事故との因果関係がゼロではないことから「-3点」を全国標準とする。

「不問」：工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。

→ 該当無し

※これまでどおり

特殊車両通行許可の遵守・徹底について

「一般的制限値を超える車両を通行させる場合、所管する道路管理者へ特殊車両通行許可申請を行い、許可証に付された条件を遵守しなければならない。」

→ **道路法第47条の2** に規定。

「特殊車両通行許可の対象であったにもかかわらず、許可を得ないで道路を走行していた事例が確認された。」

→ **自走式クレーン(25t吊)**

※工事・業務において対象車両を走行させる場合は、適切に許可申請を。

業務担当技術者表彰制度の創設について

港湾空港関係業務において、新しく業務の担当技術者を表彰する制度を策定中です。

【目的】

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を持つこととなることから、港湾空港関係業務において、良質な成果を納めた業務の担当技術者を表彰し、公共工事の担い手として将来に一層の活躍を期待するもの。